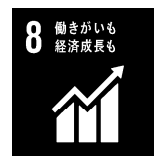




建設工事に関する測量・設計等の委託において「最低制限価格の見直し」を行います。



ターゲット 8.3

2025年3月10日

郡山市財務部

契約検査課

課長 鈴木 七子

TEL：924-2608

SDGs ターゲット 8.3「生産活動や適切な雇用創出、企業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」

本市及び上下水道局が発注する建設工事に関する測量・設計等の委託の最低制限価格の設定方法について、次のとおり見直しを行いました。

なお、見直し後の設定基準等は、令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用します。

○ 最低制限価格とは

「最低制限価格」とは、発注者が事前に設定する落札下限価格であり、工事等の品質を確保するために必要な経費などを発注者が勘案した額で、これを下回る入札では落札できません。

今回は、「建設工事に関する測量・設計等の委託」における最低制限価格の設定基準等の見直しを行うものであり、「建設工事」については変更ありません。

建設工事に関する測量・設計等の委託に係る最低制限価格の設定方法

【設定基準】

別表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の基礎となった同表①～④までに掲げる額を合算し、算出した額に一定の範囲内（非公表）で調整を加えた額とする。

※見直し前 非公表

【設定範囲】

予定価格の「概ね3分の2～85%」

※見直し前 予定価格の「概ね60%～85%」

【公表】

最低制限価格は、契約締結後に公表する（ただし、調整の範囲については非公表）。

※見直し前 【設定範囲】のみ公表

◆「予定価格」：発注者が事前に設定する落札上限価格であり、これより高い入札額では落札できない。

別表

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

※ 詳細については郡山市ウェブページをご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/27464.html>

